

松高第 1487 号  
平成 26 年 2 月 28 日

住宅改修施工事業者 各位

松原市健康部  
高齢介護課長

### 消費税率の引き上げに伴う介護保険住宅改修の申請について（通知）

平素は、松原市介護保険行政に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。  
標記の件につきまして、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8 パーセントに引き上げられます。これに伴いまして、介護保険住宅改修工事におきましても、工事完了日が平成 26 年 4 月 1 日を過ぎる場合は、当該工事金額に消費税率 8 パーセントが適用されることとなります。

つきましては、下記の通りの対応をお願いいたします。

#### 1) 平成 26 年 3 月 31 日以前に完了する住宅改修

事前申請時に添付する見積書は消費税率 5 パーセントで計上してください。

なお、工事完了が平成 26 年 4 月 1 日以降となった場合は、支給申請時に消費税率 8 パーセントで計上している、見積書及び内訳書の提出をお願いします。

#### 2) 平成 26 年 4 月 1 日以降に完了する住宅改修

事前申請時に添付する見積書は消費税率 8 パーセントで計上してください。

現在申請が集中しており、随時対応はしておりますが、審査・事務処理に一定期間を要しております。しかしながら、工期の遅延や変更により、完了が平成 26 年 4 月 1 日以降となった場合は、いかなる理由があっても、消費税率 8 パーセントが適用されます。

従いまして、平成 26 年 3 月 31 日以前に工事の完了を予定している場合であっても、工期が遅延した場合などの支払いについてあらかじめ書面に定め、被保険者やその家族の同意を得る方法等の手段を講じることで、円滑な申請及び執行手続きができるように十分ご配慮頂きますようご留意下さい。

松原市健康部高齢介護課  
認定係 担当：森田  
TEL072-334-1550(内 2295)